関東信越税理士会
熊谷支部２月例会次第

日時　平成３０年２月７日(水)
午前９時３０分～
場所　ホテルガーデンパレス

１．会務報告

(1)１月１５日(月)	支部例会・署との協議会	於　ホテルガーデンパレス
(2)１月１８日(木)	熊谷地区税務指導四者協議会	於　ホテルガーデンパレス
(3)１月２５日(木)	熊谷青色申告会新春懇談会	於　マロウドイン熊谷
(4)１月２５日(木)	e-Tax 研修会	
	於　埼玉工業大学２３号館　情報基盤センター実習室(２３２１教室)	
(5)２月　１日(木)	e-Tax 研修会	
	於　埼玉工業大学２３号館　情報基盤センター実習室(２３２１教室)	
(6)２月　１日(木)	熊谷税務署との協議会	於　熊谷税務署
(7)２月　１日(木)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
(8)２月　６日(火)	埼玉県宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会	於　埼玉グランドホテル深谷

２．会務予定及び連絡事項

(1)例会・署との協議会
日時　２月７日(水)午前９時３０分～
場所　ホテルガーデンパレス

(2)支部理事会
日時　２月７日(水)午前１０時４５分～
場所　ホテルガーデンパレス例会会場

(3)確定申告研修会
日時　２月７日(水)午後１時００分～５時００分
場所　ホテルガーデンパレス
内容　確定申告期研修
講師　熊谷税務署担当官

(4)富岡清後援会「新春の集い」
日時　３月１１日(日)午後３時００分
場所　ホテルガーデンパレス

(5)熊谷さくらマラソン
日時　３月１８日(日)
場所　熊谷市

(6)朝霞支部創立３０周年記念式典
日時　７月１１日(水)午後３時００分～７時００分
場所　朝霞市民会館(ゆめぱれす)

３．その他の協議報告事項

4．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5．支部会員入会・転入・転出・異動等

6．次回例会予定

場所　　ホテルガーデンパレス
日時　　３月２７日(火)　午後４時００分～　署との協議会・例会

バス　　午後２時００分　　熊谷駅南口・市役所発

7．次回研修予定

場所　　ホテルガーデンパレス
日時　　３月２７日(火)午後２時３０分～４時００分
受付　　午後２時００分
内容　　税理士職業賠償責任保険の仕組みと税目別損害賠償事例とその防止策
講師　　税理士　齋藤和助先生(DVD 研修)
単位　　１．５単位

8．支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス　http://www.kumazei.or.jp

＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

＊今後の例会日日程を掲載しました。(平成３０年２日７日現在)

３月例会	３月２７日(火)	午後４時００分～
４月例会	４月　６日(金)	午前９時３０分～
５月例会	５月　９日(水)	午前９時３０分～

＊予定ですので変更になる場合もあります。

ｅ－ｔａｘ・Ｌ－ｔａｘの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域２月例会

平成３０年２月７日（水）

１．会務報告

平成３０．１．１８（木）　第３回理事会・新年賀詞交歓会
（時間・場所）　１３：４５～　パレスホテル大宮
（議題）　業務推進対策について

平成３０．２．６（火）　第３２回全国統一キャンペーン　感謝の集い
（時間・場所）　９：３０～　グランドプリンス新高輪

２．別紙

平成29年度　「総合事業保障プラン」　推進状況表

３．提携企業インフォメーション

あんしん財団
メットライフ生命
日本パーキング㈱

以上

平成29年度 埼税協福祉共済事業「総合事業保障プラン」推進状況表

「3つの繁栄」の実践！

「総合事業保障プラン」保有5000億円」新5カ年計画＜チャレンジ5000＞第1事業年度スタート！」

●事務手数料収入

	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度（30-1月末）
総合事業保障プラン	10,246万円	11,569万円	13,142万円	13,058万円
グループ	392万円	365万円	316万円	218万円
合計	10,640万円	11,914万円	13,458万円	13,276万円
前年同期比	113%	112%	113%	115%

●保有契約高

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
保有契約高	2,847億円	3,219億円	3,665億円	3,957億円
年度純増加率（純増率）	111%	113%	114%	107.9%
【平成29年度】年度末保有目標 3,800億円	2,630億円	3,000億円	3,500億円	3,800億円

●地域別推進状況　新契約推進状況（12月確定＋1月報告）

地域	新契約推進状況									新規登録状況（11月報告）		推進実働状況 ※1月は報告ベース			【参考】保有契約高（12月現在）
	登録代理店（A）			税理士紹介＋営業職員（B）			地域合計実績（A+B）			代理店登録					
	年間目標（億円）	実績（億円）	達成率（%）	年間目標（億円）	実績（億円）	達成率（%）	年間目標（億円）	実績（億円）	達成率（%）	年間目標（店）	実績（店）	代理店数（店）	実働店数（店）	実働率（%）	（億円）
川越	27.3	41.8	○ 152.9%	11.5	17.9	○ 155.4%	38.8	59.6	○ 153.7%	3店	1店	35店	19店	54.3%	499.4
熊谷	12.6	7.9	62.9%	5.6	18.3	○ 329.1%	18.2	26.2	○ 144.3%	2店	0店	13店	8店	61.5%	140.6
川口	21.7	27.3	○ 125.9%	9.0	16.2	○ 180.6%	30.7	43.5	○ 141.9%	2店	1店	29店	15店	51.7%	375.2
西川口	13.2	8.6	65.0%	6.0	11.0	○ 182.4%	19.2	19.6	○ 101.9%	2店	1店	12店	6店	50.0%	133.5
浦和	32.7	22.3	68.2%	14.6	20.3	○ 138.9%	47.3	42.6	90.0%	3店	1店	35店	18店	51.4%	363.5
大宮	32.6	23.4	71.9%	14.3	30.7	○ 214.6%	46.9	54.2	○ 115.4%	3店	1店	37店	24店	64.9%	412.4
行田	7.6	15.2	○ 199.9%	2.6	13.6	○ 526.8%	10.2	28.8	○ 283.0%	1店	○ 1店	17店	10店	58.8%	330.7
秩父	2.8	0.0	0.0%	1.1	3.5	○ 303.7%	3.9	3.5	87.8%	1店	0店	4店	0店	0.0%	52.7
所沢	25.4	40.0	○ 157.4%	10.7	9.9	92.2%	36.1	49.9	○ 138.0%	3店	1店	32店	22店	68.8%	401.7
本庄	3.0	2.5	83.3%	1.3	4.1	○ 318.2%	4.3	6.6	○ 153.5%	1店	0店	4店	2店	50.0%	50.8
東松山	4.8	0.5	10.0%	2.2	3.4	○ 153.3%	7.0	3.9	55.2%	1店	0店	5店	1店	20.0%	33.2
春日部	24.2	23.0	95.0%	10.7	24.8	○ 232.0%	34.9	47.8	○ 137.0%	3店	2店	27店	14店	51.9%	236.3
上尾	17.0	13.4	78.8%	7.1	12.4	○ 173.7%	24.1	25.8	○ 107.0%	2店	1店	23店	8店	34.8%	269.5
越谷	22.0	34.7	○ 157.8%	8.5	9.4	○ 110.5%	30.5	44.1	○ 144.7%	2店	○ 3店	37店	19店	51.4%	411.1
朝霞	13.1	21.1	○ 161.1%	4.7	11.1	○ 234.8%	17.8	32.2	○ 180.6%	1店	○ 2店	26店	15店	57.7%	225.9
合計	260.0	281.6	○ 108.3%	110.0	206.6	○ 187.8%	370.0	488.2	○ 131.9%	30店	15店	336店	181店	53.9%	3957.3

☆新契約達成賞は、「登録代理店（A）」の地域目標100%以上を達成した地域を、達成率に応じ、表彰。
☆新規登録代理店賞は、新規登録代理店数に応じ、活動費を増額☆実働目標達成賞は、年間実働率85%以上の地域を表彰

平成３０年２月７日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　寺 山 智 久
副支部長　福 島 泰 彦
地域長　山 崎 浩 成
研修部長　中 村 武 司

税理士会36時間規定研修

平成２９年度支部研修会のご案内

拝啓　厳寒の日が続いている今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時　平成３０年３月２７日（火）午後２時３０分～４時００分
受付　午後２時００分より
場所　ホテルガーデンパレス
内容　『税理士職業賠償責任保険の仕組みと税目別損害賠償事例とその防止策』
講師　税理士　齋藤和助先生
　　DVD 研修となります。
対象　税理士会会員及び職員
バス　午後２時００分に下記の２カ所よりバスが発進します。
　　熊谷市役所付近　　熊谷駅南口
単位　１．５単位

３月９日（金）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要　　ＦＡＸ ０４８－５２１－９６１２

平成３０年３月２７日の支部研修会出席人数は

会員　　名　　事務所職員　　名　　合計　　名

会員事務所名

平成３０年２月７日

関東信越税理士会熊谷支部会員　各位

関東信越税理士会熊谷支部
税務支援対策部

税務支援におけるマイナンバーの取扱いについて

日頃より税務支援対策部活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、確定申告期の税務支援におけるマイナンバーの取扱いについて、要点をまとめましたのでご一読いただけますようお願いいたします。また、キララ上柴会場にて利用する「特定個人情報の取り扱いに関する同意書（税理士無料相談用）」を添付いたしますので参照ください。

1. キララ上柴における税務相談

マイナンバーを取り扱う際には「**特定個人情報等の取扱いに関する同意書**」を用いて同意を取り交わすこと。「同意書」の相談者押印欄は、相談者が印鑑を持ち合わせていない場合、サインで可。

会場パソコンの「マイナンバーの入力」画面でマイナンバーを入力すると「職員呼び出し画面」に移行するので、税務署職員を呼んで本人確認を行ってもらう。

○申告書を紙提出の場合・・・申告書にマイナンバーを記載し本人確認書類の写しを添付。

○e-Taxにて代理送信の場合・・・本人確認書類の写し等の提出は不要。

従事者は、業務終了まで当日預かった「同意書」を保管し、業務終了後、当日の責任者が従事者全員の同意書を取りまとめて税務署職員に渡すこと。

その他詳細は、「平成２９年分キララ上柴（アリオ深谷）における無料申告相談実施要領」及び当日朝のミーティングにてご確認ください。

2. 商工会議所・商工会・農業青色申告会における税務相談

「**特定個人情報等の取扱いに関する同意書**」については、相談者と商工会議所等で事前に取り交わしているため、税理士会が直接、相談者と取り交わす必要はありません。

3. 金融機関における税務相談

税理士は税務相談のみを行い申告書等は納税者自身が提出するため、マイナンバーを取り扱うことは無く同意書は不要。マイナンバーに触れる恐れがある場合は見ないようにしてください。

4. 会員事務所における税務相談

マイナンバーを取り扱う際には「**特定個人情報等の取扱いに関する同意書**」を取り交わすこと。　業務終了後、「税務相談表」と共に事務局に提出してください。

別紙１－１（税理士無料相談用）

記載例3：e－Tax

☑ 特定個人情報の取扱いに関する同意書
☑（兼利用者識別番号の利用同意書）

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会熊谷支部長　　殿

≪ｅ－Ｔａｘで提出する方≫

☑ 私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記支部の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を従事税理士に通知するとともに、従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

➢ 利用者識別番号 **1234567890123456**

☑ 私は、上記の手続に当たり、従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

≪書面で提出する方≫

□ 私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記支部の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会熊谷支部　会場責任者　　殿

≪書面で提出する方≫

□ 私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の熊谷税務署への提出について、上記支部の会場責任者に一任することに同意します。

記

☑ 平成 **29** 年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

□ 平成　　年分消費税及び地方消費税確定申告書

□

平成 **30** 年●月●日

住所　**○○市○○町○－○－○**

氏名　**国税 太郎**　　国税

平成30年２月吉日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会　長　江本英仁
（公印省略）

会費収納に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年４月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の**「金融機関提出用口座振替依頼書」**にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり振替させていただきますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

１．収納内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（４月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

２．預金口座振替日

毎事業年度の**４月及び10月の各26日**（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間４月（上期４月～９月分）、10月（下期10月～３月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月の26日に再振替

※預金口座振替へのご変更又は口座情報等にご変更がある場合には、本会事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

３．収納金額

支部名	引落月	本会会費	県連会費	支部会費	合　計
熊谷	４月	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円
	10月	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

払込票（コンビニ・郵便併用）を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替をご希望されなかった方には、毎事業年度の４月及び10月の中旬頃に払込票（コンビニ・郵便局併用）を送付いたしますので、払込票をご利用の上、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。（納付期限：上期４月末、下期10月末が原則）

預金口座振替による会費収納へ変更を、重ねてお願いいたします。

※４月26日振替分の口座振替依頼書の受付は、既に締め切っております。10月26日分からの振替につきましては、７月末日までに、依頼書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

〔お問い合わせ先〕　関東信越税理士会　事務局　℡048-643-1661（会費担当）

eLTAXにおける特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の税制改正対応について（周知依頼）

支部長　各位

日ごろは会務運営についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成30年度税制改正において、特別徴収税額通知に係る個人番号の取扱いに関する改正が行われました。これを受け、eLTAXでは平成30年度分以降の個人住民税について、下記の通りシステム改修が予定され、特別徴収税額通知書の取得方法が変更されます。

つきましては、本件について支部会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1．税制改正に伴うeLTAXの改修概要について

現行の特別徴収税額通知データ（電子署名なしの参考データ）については、平成30年度分以降の個人住民税においてeLTAXを通じての提供が行えなくなるため、新たに現行の正本通知（電子署名有り、以下同じ）と同一のレイアウト及び運用方法で、電子署名を省略して送付するものを副本通知とする。

(1) 正本通知について

現行のレイアウト及び運用方法から変更なし。

(2) 副本通知について

正本通知と同一のレイアウトになる。

また、正本通知と同様に保護番号によるアクセス制限を行うため、給与支払報告書の提出時に保護番号通知用のメールアドレスを設定する必要がある。その他の運用方法についても正本通知と同様で署名の有無のみが異なる。

2．平成30年1月から平成31年9月までの特別徴収税額通知書の取得方法

次のいずれかを納税義務者が選択する。

(1) 電子的に正本が必要な場合

現行どおり、電子データを選択して送付先にメールアドレスを登録する

(2) 書面による正本と、電子的に副本が必要な場合

電子データを選択し、メールアドレスの末尾に「_copy」を加えたものを送付先として登録する

(3) 書面による正本のみが必要な場合（電子データが不要な場合）

現行どおり、書面を選択する

平成３０年１月２９日

情報システム部長　村田　一晃

総合企画部長　　大西　　勉

各省庁新着情報（確定申告留意事項・知的財産制度テキスト・軽減税率対策補助金申請期限及び平成30年度税制改正大綱）について（周知依頼）

支部長　各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 4 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

１．国税庁「平成 29 年分の確定申告においてご留意いただきたい事項」

国税庁は、1 月 17 日、平成 29 年分の確定申告において注意が必要な以下の事項についてまとめた資料を公開いたしました。

1. 医療費控除が変わります　　2. 医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算
3. マイナンバーの記載等をお忘れなく　4. 忘れていませんか、その所得　申告漏れにご注意を
5. 確定申告は、自宅から“インターネット”が便利です
6. 申告相談会場に関するご案内、確定申告の受付期間及び納期限等

それぞれの事項についての詳細は、下記の国税庁ホームページをご覧ください。

● 国税庁「平成 29 年分の確定申告においてご留意いただきたい事項（平成 30 年 1 月）」

→ http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2018/shinkoku/index.htm

２．特許庁「平成 29 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキストの提供について」

特許庁は、社内研修等で利用可能な平成 29 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト『知的財産権制度入門』を PDF 形式で提供しています。

詳細については、下記の特許庁ホームページをご確認ください。

● 特許庁「平成 29 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト」

→ https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h29_syosinsya.htm

３．中小企業庁「軽減税率対策補助金の申請受付の期限を決定しました」

中小企業庁は、1 月 9 日、軽減税率対策補助金の申請受付期限を 2019 年 12 月 16 日(月)とすることを発表いたしました。ただし、複数税率対応レジおよび受発注システムの導入または改修を終え、支払いを完了する期限は 2019 年 9 月 30 日(月)となります。

本件及び軽減税率対策補助金の詳細については、下記の中小企業庁ホームページをご確認ください。

● 中小企業庁「軽減税率対策補助金の申請受付の期限を決定しました」

→ http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/180109zeiritu.htm

４．平成３０年度税制改正大綱

平成 29 年 12 月 22 日、「平成 30 年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

詳細については、下記のホームページをご確認ください。

● 財務省「平成３０年度税制改正大綱」

→ http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf

平成３０年１月３１日

総合企画部長　大西　勉

日時　平成30年2月7日（水）
9時 30分～
場所　ﾎﾃﾙｶﾞｰﾃﾞﾝﾊﾟﾚｽ

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　県税事務所長あいさつ

4　税務署からの連絡事項

（1）ｅ－Ｔａｘの一層の普及拡大について　（総務課）

ｅ－Ｔａｘの普及につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

まもなく、12月決算法人の申告時期を迎えます。申告書の提出に当たりましては、添付書類のイメージデータ提出等の利便性が向上しておりますので、ぜひ、ｅ－Ｔａｘをご利用くださいますようお願いいたします。

また、平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出につきましても、引き続きｅ－Ｔａｘをご利用いただくとともに、関与先企業の従業員の方に対して

は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅からの申告をご案内いただくなど、確定申告期間中の税務署への来署者の削減についても、併せてご協力をお願いいたします。

（２）消費税課税事業者（個人）に対する振替納税利用勧奨の実施について
（管理運営部門）

発送日　平成30年２月９日（金）
別添１「振替納税ご利用のお勧め」参照

振替納税の利用勧奨につきまして、日頃からご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
消費税滞納の未然防止と期限内収納確保のため、口座振替を利用していない個人の消費税課税事業者の方に対しまして、別添１「振替納税ご利用のお勧め」の利用勧奨文を２月９日（金）に発送いたします。関与先に対しまして、引き続き振替納税を勧奨いただきますようお願いいたします。

（３）ｅ－Ｔａｘで申告する際のイメージデータで提出可能な添付書類について
（資産課税部門）

別添２「イメージデータで提出可能な添付書類（所得税確定申告等）」参照
別添３「イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）」参照

平成29年１月４日から添付書類のイメージデータによる提出の受付の対象手続を拡大しております。別添２「イメージデータで提出可能な添付書類（所得税確定申告等）」及び別添３「イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）」の資料は国税庁ＨＰに掲載されている内容の抜粋となります。イメージデータの作成方法等詳細につきましては、国税庁ＨＰをご確認ください。

（４）たばこ税等の手持品課税について　（法人課税部門）

別添４「たばこ税の手持品課税について（平成30年４月１日実施）」参照

平成30年４月１日にたばこ税等の手持品課税が実施されます。
なお、申告書用紙等につきましては、平成28年又は29年４月１日実施の際に申告書の提出があった販売業者の方及び新規に小売販売許可を受けた販売業者の方を対象として、平成30年３月14日に送付予定となっております。

添付書類

1「振替納税ご利用のお勧め」
2「イメージデータで提出可能な添付書類（所得税確定申告等）」
3「イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）」
4「たばこ税の手持品課税について（平成30年4月1日実施）」

5　熊谷市役所からの連絡事項

○市・県民税申告受付について

別添「市民税課からのお知らせ」参照

別添１

平成 30 年２月

振替納税ご利用のお勧め

国税等の申告と納付につきましては、日頃からご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。この文書は、消費税について振替納税をご利用されていない方々に、お送りしております。

さて、申告所得税と個人事業者の消費税につきましては、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納付税額が引き落とされる「振替納税」がご利用いただけます。

振替納税は、納税のために金融機関や税務署に出向く必要がなく、納税をうっかり忘れてしまうことを防げるほか、特に、申告所得税の確定申告分や消費税の中間申告分及び確定申告分については、納期限からある程度の期間を経た後に振替手続を行います（同封チラシ参照）ので、納税資金を準備する時間的余裕が持てるといったメリットがあり、現在、数多くの方々に利用していただいております。

同封の「国税局・税務署からのお知らせ」をご確認の上、この機会に、便利・安全・確実な振替納税を是非ご利用いただきますようお願いいたします。

【振替納税を利用するには】

振替納税を利用される方は、以下の手続をお願いします。

① 同封のはがきの「約定」を確認
② 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入
③ 金融機関のお届け印を押印
④ 郵便ポストに投函

（※）１ 口座名義に屋号等が含まれている場合には、必ず屋号等も記載してください。
２ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。
３ 一度「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただければ、継続して振替納税を利用いただけますが、転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。

◇ ご不明な点がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

連絡先： 熊 谷 税務署
管理運営第三部門
TEL：０４８－５２１－７８２９（ダイヤルイン）

※ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は税務署長です。

○国税局・税務署からのお知らせ

納税は期限内にお忘れなく！納税は振替納税が便利です！

【申告内容をご確認ください】

「納税」申告の方

預貯金口座からの口座振替により自動的に納税が完了する、**『振替納税』**を利用されますか？

利用される方

同封の「預貯金口座振替依頼書」にご記入いただき、上記申告期限までにご提出ください（郵送する場合は切手不要）。

【口座振替日】

所得税及び復興特別所得税　平成30年4月20日（金）
消費税及び地方消費税　平成30年4月25日（水）

※1　振替納税は期限内に確定申告書を提出された場合にご利用いただけます。
※2　申告期限後に「預貯金口座振替依頼書」をご提出されますと、振替納税をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

『振替納税』は、口座振替日にご指定の預貯金口座からの口座振替により納税が完了する便利・安全・確実な納税方法です。
是非ご利用ください！

※　振替日の2～3日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。

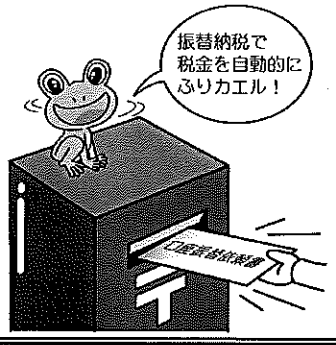

利用されない方

【平成29年分の申告期限（納期限）】

所得税及び復興特別所得税　平成30年3月15日（木）
消費税及び地方消費税　平成30年4月2日（月）

※　金融機関の窓口等で納付書により納期限までに必ず納税してください。

「還付」申告の方

還付金をお返しするまで、申告書を提出してから1カ月～1カ月半ほどお時間をいただきますのでご了承ください。

イメージデータで提出可能な添付書類（所得税確定申告等）

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年３月31日現在の法令に基づくものです。

○　添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

１　次の添付書類については、イメージデータで提出することができません。

①「給与所得の源泉徴収票」、「医療費の領収書」など、記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類
　記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類については、「よくある質問（Q&A）」でご確認ください。

②「収支内訳書」、「青色申告決算書」など、電子データ（XML形式）により提出が可能な添付書類
　電子データにより提出が可能な添付書類については、「利用可能手続（所得税確定申告等）」でご確認ください。

２　法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、法定申告期限から５年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 （租税特別措置法第41条等）	①登記事項証明書 ②請負（売買）契約書の写し ③住宅借入金等の残高証明書（適用１年目のみ） ④補助金等の額を証する書類 ⑤長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ⑥住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 ⑦検査済証の写し ⑧り災証明書（その写しを含む）　など	有 （注）
住宅耐震改修特別控除 （租税特別措置法第41条の19の２） 住宅特定改修特別税額控除 （租税特別措置法第41条の19の３） 認定住宅新築等特別税額控除 （租税特別措置法第41条の19の４）	①住宅耐震改修証明書 ②請負（売買）契約書の写し ③補助金等の額を証する書類 ④登記事項証明書 ⑤増改築等工事証明書 ⑥認定通知書の写し　など	有 （注）
肉用牛の売却の特例 （租税特別措置法第25条）	肉用牛の売却証明書	有
収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 （租税特別措置法第33条の４）	①収用等証明書 ②公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ③公共事業用資産の買取り等の証明書	有

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 （租税特別措置法第34条）	特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等	有
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 （租税特別措置法第34条の２）	特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等	有
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 （租税特別措置法第34条の３）	農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当する旨を証する書類等	有 （注）
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 （租税特別措置法第31条の２）	譲渡資産に関する証明書等	有 （注）
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 （租税特別措置法第31条の３）	売却した居住用財産の登記事項証明書　など	有
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除 （租税特別措置法第35条第３項）	①売却した被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の登記事項証明書 ②被相続人居住用家屋等確認書 ③売買契約書の写し　など	有 （注）
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 （租税特別措置法第41条の５）	①売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ②買い換えた居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ③買い換えた居住用財産の住宅借入金等の残高証明書　など	有 （注）
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 （租税特別措置法第41条の５の２）	①売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ②譲渡資産に係る住宅借入金等の残高証明書（譲渡契約締結日の前日のもの）　など	有 （注）

（注） 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。

イメージデータで提出可能な添付書類（贈与税申告）

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年３月31日現在の法令に基づくものです。

○　添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

１　「相続時精算課税選択届出書」など、電子データ（XML形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
　なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続（贈与税申告）」でご確認ください。

２　法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：登記事項証明書など）について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、法定申告期限から６年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
贈与税の配偶者控除 （相続税法第21条の６）	①戸籍の謄本 ②戸籍の附票の写し ③登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類　など	有
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 （租税特別措置法第70条の２）	①戸籍の謄本 ②所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③登記事項証明書 ④売買契約書の写し ⑤増改築等工事証明書　など	有 （注）
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 （租税特別措置法第70条の２の５）	戸籍の謄本　など	有
農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第70条の４）	①農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 ②農業委員会の証明書 ③戸籍の抄本 ④市（区）町村長の証明書 ⑤贈与の事実を証する書類 ⑥農地等の贈与に関する確認書　など	有 （注）
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 （租税特別措置法第70条の７）	①株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） ②定款の写し ③株主名簿の写し　など	有 （注）
東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２）	①戸籍の謄本 ②登記事項証明書 ③売買契約書の写し ④増改築等工事証明書　など	有 （注）

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
相続時精算課税の選択 （相続税法第21条の９）	①戸籍の謄本 ②戸籍の附票の写し ③贈与者の住民票の写し ④贈与者の戸籍の附票の写し　など	有

（注） 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。

別添４

平成30年１月

たばこ販売業者の皆様へ

税　務　署
都　道　府　県
市　区　町　村

たばこ税の手持品課税について
（平成30年４月１日実施）

たばこ販売業者の皆様におかれましては、日頃から税務行政に対して、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度のたばこ税関係法令の改正(注)により、平成28年４月１日から、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、これらを総称して「たばこ税」といいます。）の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が段階的に引き上げられることとなりました。

これに伴い、平成30年４月１日午前０時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者の方に対しまして、たばこ税の「手持品課税」が行われます。

「手持品課税」の対象となるたばこ販売業者の皆様におかれましては、平成30年５月１日(火)までに手持品課税納税申告書を所轄の税務署長等に提出していただき、平成30年10月１日(月)までに納付していただくこととなります。

(注) この改正は、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、平成28年から平成31年までの４段階に分けて実施されます。

【手持品課税の対象となる紙巻たばこ三級品の銘柄】

◎　詳細は、同封の「たばこ税の手持品課税申告の手引」をご確認ください。
◎　申告書の提出先は、同封の納付書（税務署用）に記載のある税務署です。
◎　たばこ税の手持品課税についてのお問い合わせは最寄りの税務署まで。

浦和税務署　TEL048-600-5400　川越税務署　TEL049-235-9411　熊谷税務署　TEL048-521-2905
川口税務署　TEL048-252-5141　西川口税務署TEL048-253-4061　大宮税務署　TEL048-641-4945
行田税務署　TEL048-556-2121　秩父税務署　TEL0494-22-4433　所沢税務署　TEL04-2993-9111
本庄税務署　TEL0495-22-2111　東松山税務署TEL0493-22-0990　春日部税務署TEL048-733-2111
上尾税務署　TEL048-770-1800　越谷税務署　TEL048-965-8111　朝霞税務署　TEL048-467-2211

自動音声でご案内しておりますので、まず「１番」（電話相談センター）を選択し、次に相談内容の音声案内には「５番」（消費税・印紙税・その他の税）を選択してください。

市民税課からのお知らせ

平成29年
12月発行

総務部市民税課　TEL 048－524－1111（内線246・247）

申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。郵送申告にご協力ください。

平成３０年度市・県民税申告受付

この申告は、平成３０年度の市・県民税（個人住民税）を算定するための基礎資料となります。申告が必要かどうかは、４ページのフローチャートを参考にしてください。

＜受付時間＞　９時～12時／13時～16時　※さくらめいとは９時15分開始です。

※混雑予想　👥👥👥・・・非常に混雑することが予想されます　👥👥・・・混雑が予想されます

期日	受付会場	受付区域	混雑予想
2/8（木）	商工会館	全地区	👥👥👥
9（金）			👥👥👥
13（火）			👥👥
14（水）	---	---	---
15（木）	商工会館	全地区	👥👥
16（金）	商工会館	全地区	👥👥👥
18（日）	熊谷文化創造館さくらめいと		👥👥👥
19（月）		西部・北部地区	👥👥👥
20（火）	---	---	---
21（水）	熊谷文化創造館さくらめいと	全地区	👥👥
22（木）		西部地区	👥👥
23（金）			👥👥👥
25（日）	商工会館	全地区	👥👥👥
26（月）	市役所（603会議室東）	中央・東部地区	👥👥👥
27（火）			👥👥
28（水）			👥👥
3/1（木）		中央地区	👥👥
2（金）			👥👥
5（月）	別府公民館	西部地区	👥👥👥
6（火）	中条農村センター	北部地区	👥👥👥
7（水）	農業活性化センターアグリメイト		👥👥👥
8（木）	大幡公民館		👥👥👥
9（金）	---	---	---
12（月）	商工会館	中央・東部地区	👥👥👥
13（火）		全地区	👥👥👥
14（水）			👥👥👥
15（木）			👥👥👥

期日	受付会場	受付区域	混雑予想
2/8（木）	妻沼行政センター	全地区	👥👥👥
9（金）			👥👥👥
13（火）	大里コミュニティセンター		👥👥
14（水）	江南行政センター		👥👥
	妻沼行政センター		👥👥
15（木）			👥👥
16（金）	妻沼行政センター	全地区	👥👥👥
18（日）			👥👥👥
	大里コミュニティセンター		👥👥👥
19（月）		大里地区	👥👥
20（火）			👥👥
	妻沼行政センター	妻沼地区	👥👥
21（水）			👥👥
22（木）	大里コミュニティセンター	東部・吉岡・大里地区	👥👥
23（金）			👥👥
25（日）	江南行政センター	全地区	👥👥👥
26（月）		江南地区	👥👥
27（火）			👥👥
28（水）	妻沼行政センター	妻沼地区	👥👥
3/1（木）		北部・妻沼地区	👥👥
2（金）			👥👥
5（月）		妻沼地区	👥👥
6（火）	江南行政センター	吉岡・江南地区	👥👥
7（水）		西部・江南地区	👥👥
8（木）		西部・吉岡地区	👥👥
9（金）	大里コミュニティセンター	吉岡・大里地区	👥👥
	江南行政センター	江南地区	👥👥
12（月）			👥👥👥
13（火）		全地区	👥👥👥
14（水）	妻沼行政センター		👥👥👥
15（木）			👥👥👥

受付区域名	小学校区
中央地区	熊谷東・熊谷西・石原・熊谷南・桜木
西部地区	大麻生・玉井・別府・三尻・籠原・新堀
吉岡地区	吉岡
妻沼地区	長井・秦・妻沼・男沼・小島・太田・妻沼南

受付区域名	小学校区
北部地区	大幡・中条・奈良
東部地区	成田・佐谷田・久下・星宮
大里地区	吉見・市田
江南地区	江南南・江南北

※ 2月8日（木）～2月15日（木）の期間は、市・県民税申告および主に年金受給者や給与所得者で社会保険料や生命保険料、医療費を控除することで納め過ぎの所得税の還付を受ける方の申告も受付けます。ただし、事業（営業等・農業）および不動産所得がある方の収支計算を伴う申告は受付できません。

※ 期間中、市役所市民税課・各行政センター市民係での申告受付は行っておりません。

※ 各会場内と駐車場は大変混雑します。特に午前中は来場者が集中します。時間に余裕をもって来場ください。

※ 混雑緩和のため、昨年度の会場と受付区域を変更しています。また一部で受付区域を指定していますが、指定日に来られない方は、日程表のご都合の良い会場をご利用ください。

＜申告会場に持参していただくもの＞

○ 給与や年金等の源泉徴収票の原本
○ 国民健康保険や国民年金、生命保険等の支払証明書（控除証明書）
○ 印鑑（朱肉を使用するもの）
○ ご本人様名義の金融機関名および口座番号のわかるもの（通帳など）
○ マイナンバー本人確認書類（２ページを参考にしてください。）

※ 事業（営業等・農業）および不動産所得がある方は、収入と必要経費を計算した収支内訳書を作成してください。

※ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作成してください。（２・３ページを参考にしてください。）

※ 収支内訳書や医療費控除の明細書が完成している方から、申告相談を受付けます。

○お車で市役所・商工会館にお越しの際、市役所駐車場混雑時はコミュニティひろばをご利用ください。

医療費控除に関するお知らせ　その１

従来の医療費控除について

１月１日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

控除額の計算方法

支払った医療費	－	保険金などで補填される金額	－	総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない方の金額	＝	控除額（最高限度額200万円）

添付書類などに変更があります。　以下の内容をよくご確認ください。

① 医療費控除を申告する際に「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。これに伴い、医療費の領収書の添付または提示は必要なくなりました。

なお、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から５年間、税務署または市から領収書（医療費通知に係るものを除く。）の提示または提出を求められる場合がありますので、領収書は必ず保管しておいてください。

② 医療費の明細への記入に代えて、医療費通知（※1）を添付することでも申告が可能になりました。

※1　医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類（「医療費のお知らせ」など）をいいます。

※2　自己または生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費に限ります。

※3　医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、必ず領収書をご確認ください。

※4　医療費通知に反映できない月分の医療費については領収書をもとに医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付してください。

見本

氏名　熊谷　太郎

1　医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち保険金などで補填される金額
176,584 円	㋐ 153,300 円	㋑ 30,000 円

2　医療費の明細　（上記１の医療費通知に関する事項以外）

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 保険金などで補填される金額
熊谷　太郎	○○病院	診療	50,000	15,000
熊谷　○○	○○薬局	医薬品購入	20,000	0
合　計			㋒ 70,000円	㋓ 15,000円

支払った医療費	㋐ ＋ ㋒
	223,300 円

保険金などで補填される金額	㋑ ＋ ㋓
	45,000 円

医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードすることができます。また、印刷済の様式については、平成30年1月4日以降、市民税課窓口のほか、各行政センター、各公民館の窓口、熊谷税務署でも配布しています。
（左の見本を参考に任意の様式でも可。）

医療費控除の計算（例）

課税所得200万円の方が控除対象のスイッチＯＴＣ医薬品を40,000円購入し、従来の医療費控除の対象となる医療費を70,000円支払った場合

①　従来の医療費控除	②　セルフメディケーション税制（特例）による医療費控除
40,000円 ＋ 70,000円 － 100,000円 ＝ 10,000円の医療費控除	40,000円 － 12,000円 ＝ 28,000円の医療費控除

※　両方の制度を重複して適用することはできませんので、ご自身でどちらかを選択して申告することになります。

申告書へのマイナンバーの記載について

住民税申告書や所得税確定申告書には、申告者ご本人と扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

また、マイナンバーが記載された申告書を提出される際は、なりすまし等を防止するため、厳格な本人確認（窓口では原本提示、郵送ではコピーの添付）を行います。本人確認は① 正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と、② 記載されたマイナンバーの持ち主であることの確認（身元確認）を行いますので、申告の際はマイナンバーカードなどの本人確認書類（マイナンバー通知カード＋運転免許証または保険証などの組合せでも可。）をご用意ください。

※扶養親族の本人確認書類の添付は不要です。

※ 医療費控除は、医療費が戻る制度ではなく、住民税申告などを行い、所得控除を受けることによって、納める税金を減らす制度です。

医療費控除に関するお知らせ　その２

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制は、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、平成29年１月１日以降に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品（スイッチＯＴＣ医薬品）を購入した場合に、一定の金額の医療費控除を受けることができる制度です。

セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例で、従来の医療費控除との**選択適用**となり、どちらか一方の適用を選択して医療費控除の適用を受けることになります。

１　対象となる方

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けている方

２　対象となる医薬品

スイッチＯＴＣ医薬品（医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるＯＴＣ医薬品に転用された医薬品）

対象商品の一部には、この制度の対象である旨の識別マークが表示されているものもあります。

随時、対象品目の追加・削除が行われていますので、具体的な対象品目は厚生労働省のホームページでご確認ください。

また、控除の対象となる医薬品を購入したレシートには、対象商品である旨が表示されています。

セルフメディケーション 税 控除 対象

領収書の表示例

○○薬局
熊谷店
埼玉県熊谷市宮町○○
領収書
2017年4月○日　12：00

★ ○○風邪薬	¥1,296
△△ズツウヤク	¥756
★ □□胃腸薬	¥540
小計　３点	¥2,592
合　計	¥2,592
内消費税	¥192
お預かり	¥3,000
お釣り	¥408

★印はセルフメディケーション税制対象商品です。

３　控除額の計算方法

対象医薬品の購入金額 － 保険金などで補填される金額 － 12,000円 ＝ 控除額(最高限度額88,000円)

※　一定の取組に要した費用は、控除対象となりません。

４　申告に必要な書類

(1)　適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名、②取組を行った年、③事業を行った保険者等または取組に係る診察を行った医療機関の名称等の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

ａ　インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書または予防接種済証
ｂ　市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
ｃ　職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称または「勤務先名称」の記載が必要です。）
ｄ　特定健康診査の領収書または結果通知表（「特定健康診査」という名称または「保険者名」の記載が必要です。）
ｅ　人間ドックやがん検診を始めとする各種健診の領収書または結果通知表（「勤務先名称」「保険者名」の記載が必要です。）

※　結果通知表は、健診結果部分を黒塗りまたは切り取りなどをした写しで差し支えありません。

(2)　セルフメディケーション税制の明細書

明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から５年間、税務署または市から領収書（医療費通知に係るものを除く。）の提示または提出を求められる場合がありますので、領収書は必ず保管しておいてください。

見本

氏名　熊谷　太郎

１　申告する方の健康の増進及び疾患の予防への取組

(1)　取組内容	健康診査
(2)　発行者名（保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など）	○○保険組合

２　特定一般用医薬品等購入費の明細

(1)　薬局などの支払先の名称	(2)　医薬品の名称	(3)　支払った金額	(4)　(3)のうち保険金などで補填される金額
○○薬局	○○○○○	3,000	0
ドラッグストア○○	○○○○○	15,000	0
○○薬局	○○○○○	5,000	500
合　計		23,000円	500円

セルフメディケーション税制の明細書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることができます。

また、印刷済の様式については、平成30年1月4日以降、市民税課窓口のほか、各行政センター、各公民館の窓口、熊谷税務署でも配布しています。

（左の見本を参考に任意の様式でも可。）

《問合せ先》　総務部市民税課　TEL０４８－５２４－１１１１（内線２４６・２４７）

※ この「市民税課からのお知らせ」は71,000部作成し、１部あたり約3.6円です。

わたしは申告が必要？
市・県民税申告
フローチャート

スタート
平成３０年１月１日現在、
熊谷市に居住していましたか？

いいえ → 平成３０年１月１日現在に居住していた市区町村にお問合せください。

はい ↓

平成２９年１月１日から１２月３１日までに収入（遺族・障害年金、失業保険等の非課税の給付等は除く）がありましたか？
収入がなかった方はＡへ、
収入があった方は主な収入の種類によってＢ、ＣまたはＤへお進みください。

Ａ　収入がなかった方

次のいずれか一つでも該当するものがありますか。
・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険のいずれかに加入している。
・児童扶養手当等の医療・福祉関係の行政サービスの適用を受ける。
・所得・課税(非課税)証明書が必要である。

該当する → 判定結果の①へ
該当しない → 判定結果の③へ

※　このフローチャートは、一般的な例を示しています。収入の種類が複数あると、フローチャートに該当しない場合があります。
ご不明な点は市民税課までお問い合わせください。

Ｂ　給与収入があった方

給与以外に所得はありますか。（給与を複数の会社からもらっている場合は、「はい」へ進んでください。）
はい → 年末調整をしていない給与収入と、給与以外の所得の合計額が２０万円以下ですか。
　はい → ①へ
　いいえ → ②へ
いいえ → 年末調整は済んでいますか。
　はい → 扶養控除、医療費控除等を追加しますか。
　　はい → ②へ
　　いいえ → 判定結果の②へ
　いいえ → 勤務先から熊谷市に給与支払報告書が提出されていますか。（不明な方は勤務先に確認してください。）
　　はい → ③へ
　　いいえ → ①へ

Ｃ　公的年金等の収入があった方

公的年金等（国民年金、厚生年金などの年金）の収入の合計額が、４００万円以下ですか。
はい → 公的年金以外の収入はありましたか。
　はい → 公的年金以外の所得の合計額が２０万円以下ですか。
　　いいえ → ②へ
　　はい → 公的年金以外の所得は給与所得のみで、勤務先から熊谷市に給与支払報告書が提出されていますか。
　　　はい → ③へ
　　　いいえ → ①へ
　いいえ → 扶養控除、医療費控除等を追加しますか。
　　はい → ①へ
　　いいえ → ③へ
いいえ → 判定結果の②へ

Ｄ　給与・年金以外の所得があった方

所得の合計額が所得税の所得控除の合計額より大きいですか。
はい → ②へ
いいえ → ①へ

判定結果		備考
①	市・県民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
②	所得税の確定申告が必要です。	確定申告をされた方は市・県民税申告の必要はありません。また、控除額が所得より大きい場合など、確定申告が不要な場合もあります。
③	確定申告、市・県民税の申告は不要です。	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

《問合せ先》総務部市民税課　TEL０４８－５２４－１１１１（内線２４６・２４７）

平成30年2月

各　位

株式会社ぎょうせい

『税務六法＜平成30年版＞／日本税理士会連合会 編集』他の御案内

謹啓　時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

標記図書が今年も6月末に発行される予定です。本図書は、日本税理士会連合会編集による唯一の税務六法で、税務の現場で最も使われている六法です。

つきましては、以下のとおり予約注文の御案内をしますので、下記の要領にてお申し込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬　具

記

◎申 込 方 法：この用紙をそのままＦＡＸしてお申し込みください。
◎納 本 方 法：発刊されましたらご予約順に弊社から直送いたします（送料弊社負担）。
◎支 払 方 法：弊社から振込用紙をお送りいたします（振込手数料不要）。

申込FAX番号　029―303―2382

	図　書　名	編著者名	定価	特別価格	申込部数
1	税務六法 ＋ 税務数表 平成30年版 ※上記セット特価は6/30申込締切りになります	日本税理士会連合会	15,876円	１３，９２２円	部
2	税務六法　平成30年版	日本税理士会連合会	12,204円	１０，９８４円	部
	〃　法令編のみ	日本税理士会連合会	6,372円	５，７３５円	部
	〃　通達編のみ	日本税理士会連合会	5,832円	５，２４９円	部
3	平成30年版　税務数表	日本税理士会連合会	3,672円	３，３０５円	部

≪ご送本・ご請求先≫　お支払区分：私費・社費	お申込年月日：平成　30　年　月　日
フリガナ お名前 （事務所名）	ご担当者：
ご 住 所 （送付先）	〒
TEL	TEL：　（　）

下記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、上記のとおり申し込みます。

※本申込書によるお申込みに限り、送料弊社負担とさせていただきます。
※この申込用紙は書店では取り扱いできません。

■個人情報の取り扱いについて
【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等の商品の案内に利用させていただきます。
【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。
【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。
【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。
【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。
【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい　出版営業部　営業課　電話03-6892-6562　受付時間　平日9時～17時　【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員

◆お申込み・お問い合わせ◆

株式会社ぎょうせい　〒136-8575　東京都江東区新木場1-18-11
関東支社　出版営業課（担当：吉井）電話：03-6892-6231